

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための 法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法(「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」)は、1995年に容器包装ごみをリサイクルするために制定された。その後、法附則第三条に基づいて、2006年に一部改正されているが、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目もの附帯決議が採択されたことに示されるなど、多くの課題を抱えたままの成立となっている。

このため、ごみ排出量は“高止まり”のまま、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だに使われているのが実態である。

根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約9割が製品価格に内部化されていないことにある。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ(誘因)が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方についての不公平感が高まっているのが実情である。

今日、地球温暖化防止の観点から、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは世界的な課題である。レジ袋などは、先進国だけでなく、アジアの国々でも、無償配布禁止の法制化や課税など国レベルの対策が取られている。

よって、豊田市議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求める。

記

- 1 拡大生産者責任を明確にするために、容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を企業が負担する仕組みを構築すること。
- 2 リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)を促進するため、リサイクルできる分別収集袋やクリーニング袋等も、容器包装リサイクル法の対象に加えること。
- 3 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制度化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全 行政刷新) 様

豊田市議会